

長野市結婚新生活支援事業補助金

39歳以下の新婚世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しの費用に対し補助金を交付します。

申請期間：交付申請 令和6年7月1日～令和7年1月31日

資格認定申請は令和6年7月1日～令和7年3月31日（詳細は3ページをご覧ください）

- ◆補助額 婚姻日の年齢が39歳以下の夫婦 上限30万円
29歳以下の夫婦 上限60万円



- ◆対象世帯 すべてに該当する夫婦が対象です

- ☐ 婚姻日が令和6年1月1日～令和7年1月31日の夫婦
- ☐ 婚姻日の夫婦の年齢が39歳以下（誕生日の前日に年齢が加算されます）
- ☐ 夫婦の住民票が長野市で、対象住宅の住所であること
- ☐ 令和5年分の所得金額が夫婦合計で 500万円未満
（奨学金の返還を行っていた場合は、令和5年中の奨学金の返還額を控除します）
- ☐ 交付申請日からおおむね2年以上、長野市に居住する意図があること
- ☐ 本事業に係るアンケート等に協力すること
- ☐ 夫婦の双方が市税を滞納していないこと
- ☐ 夫婦の双方が暴力団員又は暴力団関係者でないこと

- ◆対象となる費用 令和6年4月1日～令和7年1月31日までに支払ったもの

区分		対象経費
住居	取得	婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した建築または購入費用（仲介手数料、土地の購入費用を除く）
	賃借	賃料、敷金、礼金、共益費、保証金、仲介手数料（駐車場に係る部分を除く）
引越し		婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した家財等の運搬費用で、引っ越し業者や運送業者に支払ったもの
リフォーム		婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した修繕、改築、増築、設備の更新等の費用（門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置費は対象になりません）

※住宅手当の支給を受けている場合には、対象経費の額から住宅手当の額を控除します。
対象経費に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

◆提出書類 ⑧⑨⑩⑪⑫はホームページからダウンロードできます

	書類の名称	備考
①	戸籍謄本または婚姻届受理証明 ・婚姻日が令和6年1月1日～令和7年1月31日 ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下	・戸籍謄本→ 詳しくはこちら👉 ・受理証明→婚姻届を提出した役場 長野市の場合は長野市役所市民窓口課・各支所
②	住民票の写し ・対象の住宅に居住していることが分かるもの （世帯全員分）	長野市役所 市民窓口課・各支所 ※マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ交付をお勧めします
③	令和6年度 市・県民税課税内容証明書 （夫婦両方）令和5年分の総所得がわかるもの	令和6年1月1日の住所地の役場 （長野市の場合は長野市役所 市民税課・各支所）
④	奨学金の返還額がわかる書類 （夫妻の所得の合計が500万円以上で、奨学金の返還を行っていた場合）	該当する場合のみご用意ください
⑤	納税証明書（夫婦両方） ・市町村民税の滞納がないことがわかるもの	令和6年1月1日の住所地の役場 （長野市の場合は長野市役所 収納課・各支所）
⑥	対象経費に係る契約書の写し	
	・住居を購入した場合	住居の売買契約書の写し
	・住居を新築した場合	住居の請負契約書の写し
	・住居を賃借している場合	賃貸借契約書の写し （賃料、敷金、礼金、共益費、保証金、仲介手数料の内容が分かるもの）（併せて重要事項説明書が必要な場合もあります。）
	・引越した場合	契約書または見積書 （引越し日、引越し元と引越し先の住所、作業の内容、金額の内訳、契約者が分かるもの）
	・住居をリフォームした場合	住居の工事請負契約書または請書の写し（リフォーム工事の内容、工事期間、住宅の所在地等が分かるもの）
⑦	対象経費に係る領収書	
	・住居の取得、新築、賃借の場合	取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、保証金、仲介手数料を支払ったことを証する書類で、支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が分かるもの
	・引越しの場合	支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの
	・リフォームの場合	支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの
⑧	長野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書 （様式第1号）	
⑨	長野市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号）（夫婦両方）	勤務先で作成してもらうもの（夫婦両方） 就業していない期間がある方は誓約書欄に本人が記入してください。

次ページに続きます

	書類の名称	備考
⑩	債権者登録申請書兼口座振替依頼書	
⑪	結婚新生活支援事業に関するアンケート	
⑫	暴力団等排除に関する誓約事項	任意

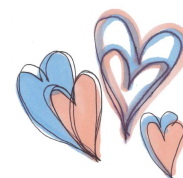
◆申請方法

移住推進課（市役所 第一庁舎6階）へ 持参 または 郵送（令和7年1月31日消印有効）

◆お願い

この補助金は、国の補助を受け、予算の範囲内で実施しています。

できるだけ早期の申請にご協力をお願いします。



婚姻の翌年度に申請できる場合があります

申請期間中に支払った経費が上限額（30万円または60万円）に達しなかった場合

令和7年4月1日から令和8年1月31日に支払ったものに限り、上限額に達するまで申請することができます。

【ご注意ください！】

年度ごとに交付申請が必要です。

今年度の令和6年4月1日から令和7年1月31日の間に支払った経費は、令和7年1月31日までに申請してください。

資格認定申請について

令和6年1月1日から令和7年1月31日までに婚姻した夫妻で、令和6年度の対象期間中（令和6年4月1日から令和7年1月31日まで）に支払った経費がなく、翌年度の対象期間中（令和7年4月1日から令和8年1月31日まで）に支払いの見込みがある場合は、令和7年3月31日までに「資格認定」の申請をしてください。

資格認定を受けた場合に限り、翌年度の対象期間中に支払った経費を申請することができます。

【例】婚姻日：令和7年1月1日

家賃の支払いが始まる日：令和7年5月1日

令和7年3月31日までに資格認定を受ける

→令和7年4月1日から令和8年1月31日までに支払った経費の交付申請が可能

●提出書類（資格認定時）

2ページの◆提出書類の①～⑤と

長野市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第4号）
（ホームページからダウンロードできます）

よくあるご質問

家賃について

- Q. 婚姻を機に、夫が婚姻前から借りていたアパートに妻が入居しました。いつの家賃から対象になりますか？
- A. 同居開始後の家賃が対象です。同居を始めたのが婚姻を機としたものでない場合は婚姻日以降に生じた家賃に限ります。同居の日は住民票等の内容により確認します。詳しくはご相談ください。

引越しについて

- Q. レンタカーを借りて引越しました。レンタカー代金は対象になりますか？
- A. 対象になりません。引越業者または運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）への支払いに係る実費が対象です。
- Q. 洗濯機、エアコンの取付工事費用は対象になりますか？
- A. 対象になりません。
- Q. 引越し元ではない実家の荷物を運びました。対象になりますか？
- A. 対象になりません。契約書（見積書）により引越し元、引越し先等を確認します

所得について

- Q. 所得とは何ですか？どうすれば自分の所得が分かりますか？
- A. 給与所得者の場合：給与等の収入金額－給与所得控除額
（職場から発行された「源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」です。）
事業所得等の場合：1年間の売上－必要経費
（確定申告書の控え等により確認できます。）
すべての所得を合算します。提出書類の③市・県民税課税内容証明書により確認することができます。

その他

- Q. 申請から振込まで何日くらいかかりますか？
- A. 書類に不備等がない場合、おおよそ1カ月半程度です。申請期限間近になると窓口が大変混みあい、審査に日数をいただく場合があります。領収書等、書類がそろいましたら、できるだけ早期に申請いただきますよう、ご協力をお願いいたします。



フラット35地域連携型対象事業

<お問合せ・申請窓口>

長野市企画政策部移住推進課

長野市マリッジサポートデスク

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL：026-224-8639 026-224-7721

E-mail：marriage-s@city.nagano.lg.jp

本補助金に関する
各種資料は
こちらから

